

○東京藝術大学取手校地美術学部共通工房内規

〔平成2年11月8日〕
制 定

改正 平成17年2月28日 平成21年6月11日
平成25年10月24日 平成27年3月26日
平成30年3月12日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京藝術大学取手校地美術学部共通工房（以下「共通工房」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 共通工房は、上野校地で開設困難な新分野の研究・教育及び大型の作品を制作するための各科共通の施設とする。

(業務)

第3条 共通工房は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 設備の利用に関すること。
- (2) 機械工作実習に関すること。
- (3) 安全管理に関すること。
- (4) その他共通工房に関すること。

(職員)

第4条 共通工房に、共通工房長、その他必要な職員を置く。

(共通工房長の選考)

第5条 共通工房長は、美術学部の教授会構成員のうちから、教授会の審議を経て、学部長が命ずる。

(共通工房長選考の時期)

第6条 共通工房長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 共通工房長の任期が満了するとき。
- (2) 共通工房長が辞任を申し出たとき。
- (3) 共通工房長が欠員となったとき。

(共通工房長の職務)

第7条 共通工房長は、共通工房の業務を総括する。

(共通工房長の任期)

第8条 共通工房長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(副共通工房長)

第9条 共通工房長の職務を補佐するため、必要に応じて、共通工房に、副共通工房長を置くことができる。

2 副共通工房長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該副共通工房長を選考した共通工房長の任期の終期を超えることはできない。

(運営委員会)

第10条 共通工房の円滑な運営を図るため、本学取手校地美術学部共通工房運営

委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（雑則）

第11条 この内規に定めるもののほか、共通工房の運営に関し必要な事項は、委員会の審議を経て、学部長が別に定める。

附 則

この内規は、平成2年11月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年6月11日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。